

# 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

## 【居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導】

この要件は令和6年6月1日現在のものです。今後、厚生労働省からの通知等があった場合は、要件の内容について見直すことがありますので、あらかじめご了承ください。

### 1 提出書類

加算等の種別	必要書類
共通必要書類	① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ③ 誓約書(加算用)
医療用麻薬持続注射療法加算	※共通必要書類のみ
在宅中心静脈栄養法加算	※共通必要書類のみ
LIFEへの登録	※共通必要書類の①②のみ(誓約書不要)

### 2 算定要件

基準	解釈通知
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年厚生労働省告示第19号)	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成12年3月1日老企第36号)
指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第127号)	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成18年3月17日老計発0317001 老振発0317001 老老発0317001)